

第3章 区域計画



1 区域計画について

(1) 区域計画とは

区域計画は、地区別計画と連携して、各地区が共通で抱える課題の解決や地区の先駆的な取組事例の拡充を目指します。また、地区単位の日常生活に直結した取組だけでは解決することができない課題、地域だけでは対応が難しい高度な専門性が必要とされる課題、プライバシー等への配慮から地域だけでは対応しにくい課題、少数者の抱える課題等に適切に対応することができるよう、区域で充実させる取組等について定めています。

第4期の区域計画については、大きく「各地区共通の課題解決のための重点項目(重点項目A)」と「区域の課題解決のための重点項目(重点項目B)」の2つの項目で構成しています。従来の地区別の取組だけでは表面化しない個別課題の把握や解決に向けた取組を進めるとともに、重層的な地域課題を解決する仕組みづくりを引き続き進めていきます。

(2) 区域計画の推進及び策定の主体

区域計画の推進にあたっては、区・区協・地域ケアプラザ等が、地域や関係団体・事業者などと協働で取り組みます。

また、策定にあたっては、「みどりのわ・ささえ愛プラン推進策定委員会」(9、92ページ参照)において委員からご意見をいただくとともに、区民意見募集を実施し、区民の皆様から多くのご意見をいただきました。(83ページ参照)

(3) 区域計画の振り返り方法

第4期計画を効果的に推進していくために、取組や推進状況を振り返るとともに、区全体で取組状況を共有し、そのノウハウを伝達する機会を設けることで、取組を広げ、地域での活動がより活発になるよう、振り返りを生かしていきます。

具体的には、各重点項目の振り返りについて、当年度の取組内容や次年度に向けた課題、参考指標等を踏まえながら年度ごとに実施します。

なお、計画推進期間の3～4年目(令和5～6年度)には次期計画策定の素地となる中間振り返りを行う予定です。



2 区域計画

✓ 区域計画の見方



① 重点項目 A/B-〇

基本理念及び全体目標を実現するために、取り組む必要のある重点項目を示しています。

重点項目 A 地区别計画を支える取組

重点項目 B 区域全体での取組

1

B-1 データを活用した施策推進

2

目標す姿
地域課題の解決に向けて必要なデータが整備されており、そのデータが地域活動の支援に活用されています。

3

現状・背景
地域課題の把握・共有と課題意識の醸成

現在、人々(個人、世帯問わず)が暮らしていく上で抱える生活課題。地域課題は、あらゆる課題を取りこみがきまっています。こうした生活課題・地域課題を解決していくためには、区・区協・地域ケアプラザ・事業者ののみならず、地域計画策定委員会等ははじめとした民間団体等も手を貸す必要があります。

そのためには、自分たちが暮らす地域で抱えている生活課題に把握し、課題解決に向けた取り組みを実施する必要があります。そのためには、データ等を活用して支障に必要な地域課題の把握・分析と共有化、実施主体／法、実施場所、地域ケアプラザ等を活用して支障に必要な地域課題の把握・分析を行なう。また、区域計画策定チーム会議や実行部会等とともに、地域計画策定委員会等においてデータを活用した問題を検討します。

4

第4期の取組
データ等を活用した地域情報の把握・分析と共有化

実施主体／法、実施場所、地域ケアプラザ等を活用して支障に必要な地域課題の把握・分析を行なう。また、区域計画策定委員会等においてデータを活用した問題を検討します。

5

参考指標
データ活用会議実績登録表

実施主体　実施主体(令和2年度)　今後の方針性
90回　△

② 目指す姿

第4期計画の最終年度(令和7年度)を展望し、緑区が目指す姿を示しています。

③ 現状・背景

それぞれの重点項目の現状や課題、その背景について示しています。

④ 第4期の取組

それぞれの重点項目に関して第4期計画で取り組むこととその実施主体を示しています。

⑤ 参考指標

それぞれの重点項目の進捗状況をはかるための一つの指標を示しています。

本指標は、当年度の取組内容や次年度に向けた課題など、各重点項目の振り返りの際に活用します。

A-1 地域活動の担い手・人材の確保及び育成



目指す姿

多くの住民が自分のできる範囲で地域活動に関わることができる機会が増えています。

現状・背景

地域活動の担い手の高齢化

就労人口は、平成12年から27年までの間に約1.5倍増えています。

現在、定年退職した後も現役で働いている人が増えており、地域活動に参加する時間をつくることが難しい状況と考えられます。そのため地域活動の担い手は70代以上の高齢者が多く、後期高齢者になって病気を抱えながらも活動を続ける方も少なくありません。新たな担い手の確保と育成が急がれます。

地域活動への参加意向

区民アンケートの結果によると、「現在は地域活動に参加していないが、今後は取り組んでみたい」と考える人が少なからずいることがわかります。その一方で、地域活動の存在自体を知らない人も一定数おり、情報を広く区民に伝えるとともに、担い手の育成・コーディネートを行うことが必要です。

また、「地域活動に参加したいと思わない理由」を見ると、年代を問わず「興味・関心がないから」という理由が高い傾向があり、地域活動に参加するメリットや楽しさを伝える働きかけが求められています。

▼ 健康づくりの活動（ウォーキングや体操など）について

カテゴリー名	現在	今後
参加者として参加	8.4%	28.6%
担い手として参加	1.2%	4.0%
参加していない・したいと思わない	59.3%	21.2%
活動を知らない・わからない	17.2%	30.3%

▼ 地域活動に参加したいと思わない理由について



第4期の取組

(1) 地域活動の担い手の発掘・育成・コーディネート 実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

関係機関と連携した講座や研修会を行い、地域活動の担い手の発掘やスキルアップを図り、地域での活躍の機会へのコーディネートやその後のフォローアップを進めます。また、様々な機会を通じ、担い手の発掘につながる情報発信を行います。

(2) ボランティア登録者の交流支援

実施主体／区社協、地域ケアプラザ

ボランティア登録者の交流会等を通じて、活動者同士のつながりを強化するとともに、様々な活動の情報提供を行い、地域活動につながるコーディネートを進めます。また、それぞれの機関で登録しているボランティア相互の交流も図ります。

(3) 地域活動のノウハウに関する情報発信

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

活動の立上げや運営に関する様々な情報（担い手の確保及び育成のノウハウ等）を広く発信するとともに、様々な機会を通じて周知を進めます。

(4) 地域住民主体の生活支援ボランティア活動の支援

実施主体／区社協、地域ケアプラザ

地区ボランティアセンター等の住民の日常生活のちょっとした困りごとを身近な地域で助け合う生活支援ボランティア活動団体に対し、スキルアップのための研修やボランティア確保のための企画等の活動支援を進めます。

参考指標

定量指標	ボランティア活動登録数	
	現状値(令和2年度)	今後の方向性
	882件	↗



区ボランティアセンター・地区ボランティアセンター

ボランティアセンターは、ボランティアを「したい人」と「してほしい人」をつなげる役割を担っています。緑区内の「ボランティアセンター」をご紹介します！

区ボランティアセンターでは…

個人の方や施設からの依頼も受け付けています。また、ボランティア活動保険・ボランティア行事用保険の受付やボランティア講座の企画・実施を行い、担い手の育成や活動支援を進めています。ボランティア活動を「したい人」も「してほしい人」もぜひご相談ください。
(※87ページ参照)



▲ ボランティア活動(草取り)の様子



▲ きれいになりました！

地区ボランティアセンターでは…

緑区には「地区ボランティアセンター」が運営されている地域があります。電球交換や草取りなど日常生活のちょっとしたお困りごとを地域の中で助け合う取組を行っています。ボランティアも身近な地域の方々が中心となって活動しています。

※ 活動内容や、対象者などは地区ごとに異なります。

※ その他、地域ケアプラザでもボランティアの募集やコーディネートを行っています。

A-2 地域活動団体の運営支援



目指す姿

地域活動の立上げや運営に必要なノウハウが共有され、活動しやすい仕組みや地域活動団体間のネットワークが構築されています。

現状・背景

活動のノウハウの集約

地域活動を立ち上げるために必要なノウハウは、人材・活動の場の確保、資金計画など多岐に渡ります。現在、活動のノウハウや他団体の好事例を学ぶための事業は開催されているものの、ノウハウを一元的に集約し、団体間で共有するには至らない状況です。



▲「助け合い・支え合い活動Good Job!!交歓会」の様子

ネットワーク構築

現在、緑区には多くの地域活動団体が存在していますが、活動をよりよいものにしていくためには、同じ地区内はもちろん、地区を超えた活動団体同士のつながりを形成することも重要です。団体の活動情報を、一定のメンバーのみならず他団体にも共有することによって、参加者や担い手の確保につながる可能性も広がります。

助成期間終了後のフォローアップ体制

資金面に関しては、区・区社協をはじめとして各種助成制度を用意していますが、助成期間終了後の運営費（自主財源）の確保も見据えた支援が求められています。

第4期の取組

(1) 地域活動団体の立上げ・運営に関する支援

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

地域活動団体の立上げや運営に関する相談を受け付け、関係機関へのコーディネートや各種支援制度についての情報提供などを行い、ICT活用等「新しい生活様式」を踏まえた団体の運営や事業の企画等に関する支援を行います。また、安定した団体運営の基盤を整えるための制度利用（助成金等）や自主財源の確保に向けた支援を進めます。

(2) 地域住民主体の生活支援ボランティア活動の支援【再掲】

実施主体／区社協、地域ケアプラザ

地区ボランティアセンター等の住民の日常生活のちょっとした困りごとを身近な地域で助け合う生活支援ボランティア活動団体に対し、スキルアップのための研修やボランティア確保のための企画等の活動支援を進めます。

(3) 地域活動団体の交流促進、ネットワーク強化への支援

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

地域活動団体等の交流会などを通じて、団体同士の交流やつながりづくりが進むよう支援します。また、地区別委員会や既存のネットワークなどへの新規又は継続した参加などを地域活動団体に促し、団体間のネットワーク強化を進めます。

(4) 自治会加入促進の取組による自治会運営支援

実施主体／区

不動産事業者と連携した、転入者等の区民に対する自治会加入促進の取組を通じて、自治会の運営支援を行い、住民同士が支え合う地域づくりを進めます。

参考指標

定量指標	「活動・交流の場」の新規開設支援件数	
	現状値(令和2年度)	今後の方向性
22件	↑	
定性指標		事例の周知



「助け合い・支え合い活動Good Job!!交歓会」とその後

地域で活動している生活支援ボランティアの団体を対象に「助け合い・支え合い活動Good Job!!交歓会」を開催しました。「助け合い・支え合い活動Good Job!!交歓会」は平成29年から、これまでに研修会も含め計3回開催しました。

第1回(平成29年12月開催)

- ①緑区で活躍している地域の助け合いや支え合いの活動のすばらしさを再確認・共有する、
- ②団体同士の情報交換を行う、③参加団体同士、お互いの励ました支え合い活動のさらなる広がりを話し合う場を共有することなどを目的に開催しました。

当日は、4つのグループに分かれ、「良かったこと・うれしかったこと」「大変だったこと・失敗したこと」「困っていること・迷っていること」をテーマにして話し合い、共有を行いました。

第2回(令和元年9月開催)

第2回目では、新たに活動が始まった2団体

からの報告をしていただきました。その後、グループに分かれて、活動の周知方法やコーディネートの際の留意点、依頼をボランティアにつなぐ際の困りごとなどについて話し合いを行いました。

ボランティアコーディネーター研修 (令和2年2月開催)

2回目の話し合いの結果を受けて、参加者の要望もあったため、ボランティアコーディネーターをテーマとした研修会を行いました。

このように、第1回目以降の2年の間に、区内の助け合い・支え合い活動に広がりが見えてきました。

今後も団体同士の関係づくりや情報交換をはじめ、事例をもとにした話し合いなど、今後の活動の発展と区域での広がりにつながる機会を設けていきます。

A-3 地域の活動及び交流の機会・場づくり



A-3 機会・場

目指す姿

住民の社会参加の機会の提供や健康づくりが進められるよう、住民同士が身近なところでつながれる機会・場が確保されています。

現状・背景

身近な場所で活動・活躍できる場

年齢や健康状態に関係なく誰もが能力を発揮して活躍できる機会があることが、生活する上での活力や人生の豊かさに影響をもたらします。ひいては、そのことが地域の活性化にもつながります。特に、気軽に参加して長く継続できるためには、身近な場所にそうした場があることが望まれます。

住民同士のつながりやつどいの機会

人ととのつながりが希薄化する近年では、隣近所でもよく知らないという状況が多くなりつつあります。犯罪や事故、孤独死等を未然に防ぐ意味でも、地域のつながりは重要です。地域での活動を通じて情報交換し顔なじみになることで、いざという時に助け合える関係が構築できます。また、子どものコミュニケーション能力や社会性を育む上でもよい機会となります。

つながることでの健康づくり

地域との交流や様々な活動への参加など、積極的に「つながり」をつくることが、心身の健康に影響があると言われています。趣味やボランティア活動などの社会活動に積極的に参加している人は、していない人に比べて健康で自立した生活を長く続けられるという結果も出ています。このように、身近な地域で気軽に参加できる活動や交流の場は、健康増進の上でも大切です。（72ページのコラム参照）

第4期の取組

（1）地域住民の活動の機会・場づくり支援

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

興味関心を引くテーマの講座や研修等を開催し、同じ関心を持つ参加者同士のつながりをつくり、新たな「つどいの場」の立て上げ・運営支援を進めます。また、「元気づくりステーション」の運営支援や**生活支援体制整備事業**などの様々な取組を行い、高齢者が身近な地域での介護予防に取り組めるよう、活動の機会・場づくりを進めます。

（2）活動・交流の場としての地域資源の発掘

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

活動の場を求めている様々な団体と場の提供など協力可能な事業者等とのマッチングができるよう、地域資源の発掘を進めます。

（3）活動・交流の場づくりに活用できる各種助成制度の活用支援 実施主体／区、区社協

活動・交流の場づくりに活用可能な各種助成制度（**介護予防交流拠点整備事業**等）を各団体へ周知し、活用の支援を進めます。

参考指標

定量指標	住民主体の活動・交流の場の把握数	
	現状値(令和2年度)	今後の方向性
	605件	↗



住民同士が身近につながれる機会や場の確保を目指して～鴨居地区での取組～

地域に住むある子どもの支援について、専門機関・区社協から話を受けた民生委員・児童委員が、身近な相談窓口である地域ケアプラザへ相談したことがきっかけとなり、鴨居地区で子どもの居場所である「鴨居こども食堂ばくばく」の取組が令和元年度にスタートしました。

食支援を中心とした子どもの支援について検討を行い、活動場所の提供だけでなく、助成金の情報収集やボランティア募集も含めた広報活動等も行いました。参加者同士のつな

がりはもちろん、活動を知って支援してくださいる地域の商店、小・中学校の先生方、新しいボランティアなど「鴨居こども食堂ばくばく」を通じて、住民同士のつながり、地区内外でのつながりが広がっています。

コロナ禍の影響はありましたが、感染予防を徹底し、時にはお弁当を用意するなど工夫をしながら運営を継続しています。今では、高齢者の方なども参加され、多世代での居場所となっています。



▲活動の様子▲

A-4 地域活動の情報伝達の工夫



A-4 情報

目指す姿

誰もが必要な情報を手にできるよう、専門機関や地域活動団体等が連携した情報伝達の仕組みが確立されています。

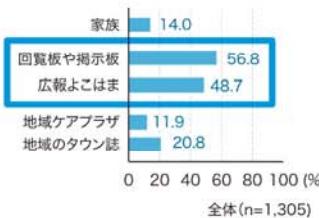
現状・背景

情報の入手方法

区民アンケートの結果によると、「地域の福祉保健に関する活動の情報」の入手先は「回覧板や掲示板」、「広報よこはま」が多くなっています。年代によって傾向は異なり、20歳代では、「家族」から情報入手する、「情報を入手する方法がわからない」との回答も目立ちます。このことから、地域の情報は紙媒体を中心とした情報発信のイメージが強い一方で、住民に十分に知られていない部分もあることがうかがえます。福祉保健活動への参加者や理解者を増やしていくためには、効果的な活動の周知が必要です。

引き続き、区・区社協・地域ケアプラザのみならず、近隣企業等への協力を働きかけながら、新たな広報のあり方を模索していく必要があります。

▼情報の入手方法について



資料：みどりのわ・ささえ愛プラン区民アンケート結果（令和元年）

第4期の取組

(1) 地域活動の広報スキルアップの支援

実施主体／区社協

地域活動団体が自らの活動をより効果的に伝えるための広報の手法（SNSでの情報発信や広報紙・チラシの作り方等）について学ぶ研修を実施します。

(2) 各種広報媒体を活用した地域活動情報の発信

実施主体／区・区社協・地域ケアプラザ

地域活動団体の広報媒体に加えて、各実施主体の媒体（広報紙、インターネット、SNS等）を活用して、地域の福祉保健に関する様々な活動の情報発信を進めます。

(3) 企業等と連携した地域活動情報の発信

実施主体／区・区社協・地域ケアプラザ

地域で行われている活動の情報について、企業（病院、薬局、銀行、商店街）等と連携し、区民が多く訪れる場で発信していきます。また、企業等が持つ様々な広報媒体を活用した情報発信が進むよう仕組みづくりを行います。

参考指標

定性指標

地域情報発信の仕組みづくり



地域で学び、仲間をつくる みどり「ひと・まち」スクール

横浜市内の18区では、地域の人材発掘と育成を目的に「協働の地域づくり大学校」事業が展開されています。緑区では『みどり「ひと・まち」スクール』の名称で平成27年度にスタートし、これまでに1期生から7期生まで130人を越える受講生が学びました。

市民活動はじめの一歩

スクールでは、緑区の歴史や市民活動の先輩の話を聞く講義、まち歩き等を通して学びます。そして、暮らしの中でこうなったらいなという想いを「夢プラン」（具体的な活動プラン）にまとめ修了式で発表します。交流会には修了生も参加して受講生の学びを見守りコミュニケーションを深めています。

スクールで生まれた「夢プラン」

ある受講生はコーヒー会社を定年まで勤めた経験を生かして、ハンドドリップでコーヒーを淹れ地域に貢献したいと考えました。おいしいコーヒーを淹れられる人が増えれば地域のイベントや居場所でコーヒーが人と人とのつなぐきっかけになると思ったのです。その「夢プラン」は地域ケアプラザでの「コーヒーボランティア養成講座」となりました。

また、別の受講生は幼い頃に父親を亡くし、働く母親が帰るまでひとりで家で過ごしていた経験があり、「家族が帰るまで子どもたちが過ごせる居場所をつくりたい」という想いがありました。スクールで



▲夢プランの提案



▲「ひと・まち」スクールの様子

A-5 地域における見守り体制の充実



目指す姿

支援が必要な人が早期に発見され、また、誰に相談しても必要な機関につながる体制づくりが進んでいます。

現状・背景

見守りの必要な住民の増加

核家族化や高齢化に伴い、生活課題に直面した際に家庭内で相談・解決できない場合を考えられます。地域で実施している「防災さえ愛カード」の取組や民生委員・児童委員が実施している見守り活動の対象者以外にも、日常的に見守りを必要としている人（潜在的なニーズ）ができるだけ早期に把握することが必要です。しかし、隣近所との付き合いの希薄化、ひいては地域のつながりの希薄化が進んでいることから、日頃の近所付き合いの中から現状を把握することが難しくなっています。

身近な居場所での見守り

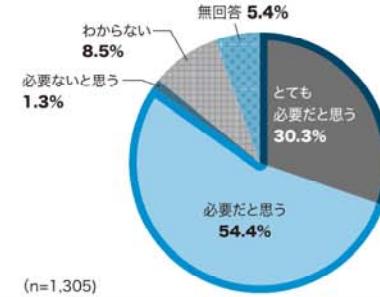
隣近所の付き合いや地域のつながりが希薄化していく中で、誰もが身近な地域で安心して暮らし続けていくためには、身近に気軽に集まる多世代サロン、健康講座など、地域活動を通して誰もが見守り・見守られることも有効と考えられます。（例えば、「いつも活動に参加している人が、何日も来ていない」といった気付きが見守りにつながることもあります。）

発災時に備えた顔の見える関係づくり

地域のつながりの希薄化が進んでいる中でも、「災害時のことを踏まえると、日頃の顔の見える関係づくりは“必要”」と感じている区民は8割を越えています。突発的な災害に備えるためには、支援者と要援護者との日頃からのつながりづくりやゆるやかな見守り意識の醸成が重要です。

▶日頃からの顔の見える関係づくりの必要性について

資料：みどりのわ・さえ愛プラン区民アンケート結果（令和元年）



第4期の取組

(1) 日常的に行われている地域活動を通じた見守り意識の醸成

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

各実施主体が取り組んでいる子育て・障害・高齢等の様々な事業を通じて、地域活動での見守り意識の醸成を進めます。

(2) 民生委員・児童委員の見守り活動支援

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

民生委員・児童委員が、地域の中で行っている見守り活動をより効果的に取り組むことができるよう、担当地区等を可視化したマップの作成を進めます。

また、見守り活動の中で適切な相談機関につなげられるよう、民生委員・児童委員と専門機関の連携が強化できるよう支援します。

(3) 地域の事業者等との連携による見守り体制の拡充

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

地域活動団体が地域の商店などの事業者等と連携して見守り体制を充実することで、見守り意識の醸成を進めます。

(4) 災害に備えた要援護者支援の取組

実施主体／区、区社協

災害時要援護者支援の取組の啓発等を通じて、災害時に地域でお互いに助け合うことができるよう、日頃からの顔の見える関係づくりを支援します。

参考指標

定量指標	見守りに関する地域住民との会議開催回数	
	現状値(令和2年度)	今後の方向性
	110回	↗



民生委員・児童委員とケアマネジャーの顔合わせによるつながりづくり

「住み慣れた地域でいつまでも暮らしたい」。病気やケガ等の理由で介護が必要な状態になったとしてもその想いは変わりません。また、その想いは地域の目標でもあります。

地域に密着した身近な相談役である民生委員・児童委員は、住民の様子を把握し、支援が必要と思われる住民を訪問し、適切な支援につながるよう情報提供をしています。また、介護保険の専門職であるケアマネジャーは、要介護状態の方が自宅での生活を継続できるよう、様々なサービスを調整し支援しています。

それぞれの活動はこれまで、共通の目標に向かっているにも関わらず、接点は多くはありませんでした。

そこで、民生委員・児童委員とケアマネジャーの「顔合わせ」を目的とした「連絡会」を実施し、介護が必要な方の暮らしを守るために、地域包括支援センターが仲介となり、互いのつながりづくりを進めています。

「連絡会」では地域の課題や、要介護状態の住民の状況を共有しながら、本人からの同意書をもとに

「地区情報・共有シート」を作成し、見守り活動の重要なツールとなっています。シートの中で、気付いたことが見える化され、わかりやすく共有できるようになり、地域包括支援センターにも相談が持ち込まれ、「地域ケア会議」における検討につながる事例もあります。

介護保険サービスだけでは個人の介護を支えるのは難しい部分もありますが、地域の民生委員・児童委員の方々との協力体制があれば、早期に専門機関と連携ができ「安心して暮らせる」まちのすがたが見えできます。

同様に、今後は、地域と専門機関が連携して、必要とされている人に支援を届けられるような関係を築き、気軽に相談できるつながりを広げていくことが重要です。



▲顔合わせの様子

A-6 多様な主体と連携・協働した地域活動支援



目指す姿

地域活動団体と社会福祉法人やNPO法人等が連携して、それぞれの強みを生かしながら、地域の課題に對して連携・協働する取組が広がっています。

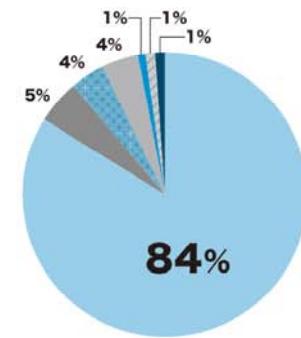
現状・背景

社会福祉法人等の地域活動への関わり

様々な地域課題に対応するためには、地域活動団体の力だけではなく、地域内の多様な主体も力を合わせて取り組むという視点も大切です。平成28年には社会福祉法が改正され、社会福祉法人に対する「地域における公益的な取組を実施する責務」が明記されました。

現状、地域活動全体に占める、社会福祉法人やNPO法人等の多様な主体が行っている活動の割合は高ではありませんが、「どのような地域課題」に対して支援が求められているのか、「具体的にどのような地域貢献活動」が行われているのかなどの声もあり、地域と社会福祉法人等の間をコーディネートする必要性が今後一層高まってくるものと想定されます。

▼活動主体の種別地域活動数の割合



資料：緑区地区別暮らしのデータ集（別冊）

第4期の取組

(1) 社会福祉法人等の地域貢献活動支援

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

地域貢献を希望する社会福祉法人やNPO法人等を把握し、地域とつながりをつくりながら地域貢献活動への支援・コーディネートを進めます。また、社会福祉法人等の持つノウハウを生かした協働講座・イベントを実施します。

(2) 地域の事業者等との連携による見守り体制の拡充【再掲】

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

地域活動団体が地域の商店などの事業者等と連携して見守り体制を充実することで、見守り意識の醸成を進めます。

(3) 活動・交流の場としての地域資源の発掘【再掲】

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

活動の場を求めている様々な団体と場の提供など協力可能な事業者等とのマッチングができるよう、地域資源の発掘を進めます。

(4) 企業等と連携した地域活動情報の発信【再掲】

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

地域で行われている活動の情報について、企業（病院、薬局、銀行、商店街）等と連携し、区民が多く訪れる場で発信していきます。また、企業等が持つ様々な広報媒体を活用した情報発信が進むよう仕組みづくりを行います。

(5) 自治会加入促進の取組による自治会運営支援【再掲】

実施主体／区

不動産事業者と連携した、転入者等の区民に対する自治会加入促進の取組を通じて、自治会の運営支援を行い、住民同士が支え合う地域づくりを進めます。

参考指標

定量指標	多様な主体と連携した地域活動支援件数	
	現状値(令和2年度)	今後の方向性
	39件	↗



社会福祉法人の地域貢献活動

取組事例

社会福祉法人ふじ寿か会が運営する「ナーシングホーム 横浜ゆうふくの郷」では、週1回地域で行われているサロン（誰でも気軽に立ち寄れる場）である「ふらっとホール」の会場として、施設内にある共有スペースを無償で貸し出しています。同日に近隣小学校のコミュニティハウスで行われている「親子の広場」の参加者も立ち寄り、子どもから高齢者まで世代を超えて交流できる場となっています。

緑区でも、子ども・障害・高齢など様々な分野にわたる社会福祉法人が施設等を運営しています。平成30年度に緑区社協の福祉施設等分科会に所属する各施設に実施したアンケート結果（37施設等より回答）では、「地域イベントへの参加」、「金銭や物品の寄付」、「場所の貸出」、「専門職員による福祉に関する知識等の提供」など、各施設の特色に応じた取組が進められています。

今後も、地域の様々な課題解決に向けて、施設等で培われた様々な力を活用していくことが必要となっています。



▲活動の様子

B-1 データを活用した施策推進**目指す姿**

地域課題の解決に向けて必要なデータが整理されており、そのデータが地域活動の支援に活用されています。

現状・背景**地域課題の把握・共有と課題意識の醸成**

現在、人々（個人、世帯問わず）が暮らしていく上で抱える生活課題・地域課題は、あらゆる課題や困りごとが絡まり合い、ますます多様化しています。こうした生活課題・地域課題を解決していくためには、区・社協・地域ケアプラザ・事業者のみならず、地区別委員会をはじめとした同じ地域に暮らす様々な団体等の協力が不可欠です。

そのためには、まず、自分たちが暮らす地域の抱えている課題を的確に把握し、課題解決に向けた取組の必要性を可視化することが大切です。「データ」という目に見える具体的な根拠があることで、課題意識の醸成のみならず、今後の地域の動向やそれに伴うニーズの変化を予測することも可能となります。

第4期の取組**(1) データ等を活用した地域情報の把握・分析と共有化**

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

データ等を活用して支援に必要な地域情報の把握・分析を行い、地区別計画支援チーム会議や研修等を実施するとともに、地区別委員会等においてデータを踏まえた課題を共有します。

参考指標

定量指標	データ活用会議実施回数	
	現状値(令和2年度)	今後の方向性
	90回	↗

“みんなで「ささえ愛」”
みんなで進める見守りの体制づくり

高齢化や核家族化が進む中、高齢者や障害児・者をはじめ、子育て中や経済的にお困りの世帯の方などが、誰もが安心して暮らし続けられるためには、隣近所での日頃からの顔の見える関係などの「つながり」づくりを進め、小さな変化に気付き、必要な人に必要な支援が届くように、また支援機関とつながれ

るようにしていくことが重要です。

区内でも様々な主体や方法で見守りが行われていますが、支援が必要な人の状況やニーズ・地域の実情や特性に合わせて、組み合わせを変えて、それぞれにフィットした見守り体制を構築していくことが大切です。



①専門職・行政による見守り

区・地域ケアプラザ・ケアマネジャー等による見守りを開設します。

②民生委員・児童委員等による見守り

民生委員・児童委員や認知症サポート等地域の見守りの担い手によって見守りを行います。

③ゆるやかな見守り(地域での見守り)

隣近所でのあいさつ・声かけ・行事への参加など日頃からの顔の見える関係が大切です。

**緑区地区別暮らしのデータ集**

超高齢社会の地域課題を解決するためには、これまで以上に、地域関係者、関係機関、企業、行政等が連携しながら、各地区的地域課題と区域全体の課題を連動させ、地域の実情と特性に応じた検討を行うことが不可欠です。

そこで、緑区では国勢調査の数値等を用いて、福祉保健を検討する際の中核となるデータを集約した「地区別暮らしのデータ集」を作成しました。

視覚的にもわかりやすい統計資料や地図資料は、地域福祉保健計画や地域包括ケアシステムの構築をはじめとした様々な事業を地域と進めていく上で、関係者間で共通認識を持ち、ともに将来の展望を描いていくためのツールとして活用されています。

名 称	主な掲載内容
地区別暮らしのデータ集 (発行:2018年3月)	<ul style="list-style-type: none"> 人口・世帯数 年齢別人口構成比 高齢者増加率 外国人人口 人口の将来推移 地形図 鉄道駅利用者数 医療・福祉・子育て関連施設 など
地区別暮らしのデータ集 別冊 (発行:2019年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯の推移 就業者数の推移 小学校・中学校の分布図 公共交通機関の分布図 各種障害者手帳保持者数の推移 地域活動の分布図 死亡者数の推移 診療所・歯科医院の分布図 など

緑区地区暮らしのデータ集 検索



B-2 課題解決に取り組む推進体制づくり



目標す姿

専門機関が地域活動団体と連携し、分野を越えて課題解決に取り組むネットワークが構築されています。

現状・背景

多様な機関と連携した支援の重要性

地縁がない、また近所付き合いの少ない世帯には、いざという時に助けてくれる人や頼れる人がおらず、悩みを抱え込んでしまう場合もあります。また、支援が必要な状態であっても、どこに相談をしたらいいかわからない、あるいはすぐに支援を受けたくない等の理由で、専門機関につながらずに、地域で生活している方がいます。結果として、問題が深刻化した状況で支援につながることも少なくありません。そのようなことを防ぐために、多様な機関と連携し、支援が必要な方を早めに把握するアプローチが重要です。

地域課題の多様化

区内でも増えつつある、「複合化（※1）」した課題、さらには、既存の支援制度では対応が難しい「制度の狭間の問題（※2）」への対応が急務です。

これらは、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度だけでは解決が困難な課題であり、対象者別・分野別ではなく、制度の垣根を越えて包括的に支援していくことが必要とされています。

※1…ひきこもりが長期化して親も高齢化する中の収入や介護の問題（8050問題）、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）等

※2…見守り支援が必要な75歳未満のひとり暮らし高齢者や、言語支援が必要な外国につながる方、地域社会への関わり方の支援が必要なひきこもりの方、いわゆる「ごみ屋敷」の居住者への支援 等

第4期の取組

（1）多様な機関及び地域活動団体間のネットワーク強化

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

専門機関が参加する会議等の開催を通じて、多様な機関及び地域活動団体のつながりをつくり、課題解決に取り組むネットワーク強化を進めます。

（2）民生委員・児童委員と専門機関との連携支援

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業や障害児・者支援に関する研修の開催などを進めることで、民生委員・児童委員と専門機関の連携を強化します。

（3）保健活動推進員や食生活等改善推進員（ヘルスマイト）等と連携した事業展開

実施主体／区、地域ケアプラザ

介護予防に関する研修の実施や地域情報を分析した結果を踏まえた各地区での事業展開など、保健活動推進員や食生活等改善推進員（ヘルスマイト）等の団体と連携した取組を進めます。

参考指標

定量指標	ネットワーク構築に資する会議等開催回数	
	現状値（令和2年度）	今後の方向性
	57件	↗



「つながり」でいつまでも健やかに！

日本の平均寿命と健康寿命（平均寿命から介護状態の期間を差し引いた日常生活に制限のない期間）の差は、男性で約8年、女性で約12年であり（2016年現在）、長年にわたり縮まっていません。この差こそ、自立した生活を送ることが難しい期間であり、厚生労働省の掲げる「健康日本21」でも健康寿命を延ばすことが課題となっています。要介護となる主な原因には、生活習慣病やロコモティブシンドrome、認知症等がありますが、加齢とともに心身のはたらきや、社会的なつながりが弱くなる「フレイル」も近年では注目されています。

これらを予防するための健康づくりには、個人で生活習慣の改善に取り組むことが大切ですが、一緒に取り組める仲間がいると、楽しく継続できる力になります。この人と人とのつながりを意味する「ソーシャル・キャピタル」が、健康にもよい効果を与えることが様々な研究で報告されています。つまり、人のつながりをつくることが、外出や活動の機会を増やしたり、リフレッシュになったり、情報を得ることができたりと、健やかな生活を送るために活力となります。

横浜市でも、保健活動推進員や食生活等改善推進員（ヘルスマイト）が身近な地域のサポート役として、様々な健康づくり活動を推進しています。また地域の中で仲間とともに介護予防に取り組む、元気づくりステーションも各地で広がっており、緑区でも21箇所で行われています（2021年3月現在）。

▼フレイル予防の3つのポイント



引用：厚生労働省保険局資料をもとに作成

▼「ペジチェック」の取組の様子（令和3年11月）



B-3 様々な背景を越えた住民相互理解の風土づくり



目指す姿

様々な立場や背景を越えて人々がお互いに理解し合い、支え合えるような多様性の理解が進んでいます。

現状・背景

お互いを理解し、支え合える意識づくり

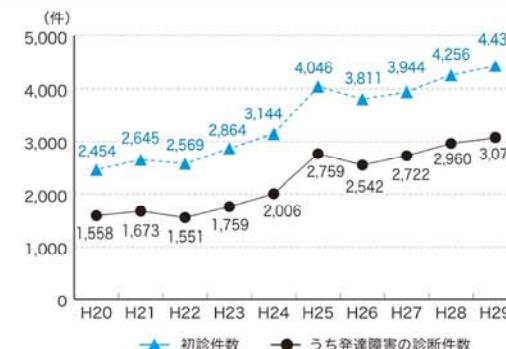
現在、区内の障害者手帳所持者数は増加を続けており、中でも精神保健福祉手帳と愛の手帳（療育手帳）の交付件数の増加が顕著です。最近では、「発達障害」など、外見だけではわかりにくい障害についても市民の理解が広がってきました。また、認知症の方も増えていますが、正しく理解されないことを恐れて相談しづらくなったり、気付きが得られづらくなったりして本人や家族が悩みを抱えてしまう場合もあります。

障害の程度や困りごとも人によって様々なため、地域や学校、職場等の場で、子どもから大人までが正しく理解するための働きかけが重要です。

このように、疾病や障害のみならず、国籍や生活困窮など地域住民が抱える背景は様々です。相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現のためには、技術・医療の進歩や制度改正のみならず、人々の意識に基づく「社会の在り方そのもの」を変えていく必要があります。

資料：第47回横浜市発達障害検討委員会（平成31年2月）資料5より

▼地域療育支援センター初診件数と発達障害の診察件数について



第4期の取組

(1) 多様性の理解を深める普及啓発

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

当事者や家族、地域のボランティアなどと連携し、学校や企業等に向けた福祉教育や、区民イベント開催等様々な機会を通じて、障害や認知症等の理解を深める啓発を進めています。

具体的な取組

- ・学校等に対する障害理解に関する福祉教育の充実
- ・認知症サポーター養成講座開催等を通じた普及啓発
- ・ハートフルマーケット開催支援や障害者週間のイベント等の取組

(2) 当事者及びその家族同士の交流に係る取組支援・場の提供

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

子育て世代や障害者、認知症の人等、子どもから高齢者まで誰もが交流できる取組（サロンやつどい等）の拡充を図るため、当事者やその家族同士の交流に係る取組支援や場所の提供等を進めます。

(3) 誰もが役割を持つ地域活動へのコーディネート

実施主体／区社協、地域ケアプラザ

支えられる・支える側に分けるのではなく、障害者やひきこもり・不登校などの困難を抱える人、外国人など誰もが役割を持つよう地域活動へのコーディネートを行い、**地域共生社会**の実現に向けた取組を進めます。また、支援機関向けの研修会を開催し、支援者のコーディネート力向上を図ります。

参考指標

定量指標	多様性理解啓発の取組実施回数	
	現状値(令和2年度)	今後の方向性
	33件	↑

多文化共生のまちづくりを進めるために ～みどり国際交流ラウンジの取組～



▲ 日本語教室の様子

めた7か国語で作成し区役所で配布しています。また、ホームページやSNSでイベント、講座情報等を発信しています。

④国際交流

区内の公共施設や学校などと連携し、地域の外国人と日本人の誰もが参加できる国際交流イベントや講座等を開催しています。令和3年度は「外国を知ろう！」をテーマにした講座やフォトコンテストをオンラインで実施しました。

*「外国人」という表記について 一般的には、日本の国籍を有しない人を指しており、本計画においては、「横浜市多文化共生まちづくり指針」を参考に、①生活者として、横浜に長期にわたり暮らす外国籍の人、②横浜を一時的に訪れる外国籍の人、③留学生や外資系企業の駐在員など横浜での活動を年単位で行う外国籍の人などを対象として含め定義しています。また最近は、日本に帰化する外国籍の人や外国籍の親を持つ子どもなど様々な文化的背景を持つ市民も増えています。

みどり国際交流ラウンジ (88, 90ページ参照)
(Midori International Lounge)
アクセス：JR横浜線、市営地下鉄グリーンライン中山駅北口より徒歩2分



B-4 身近な地域で支援が届く仕組みづくり



目指す姿

区民にそれぞれの支援機関の役割・機能が理解され、支援を必要とする人が適切な支援機関につながっています。また、必要な情報を身近なところ得られる機会が提供されています。

現状・背景

必要な情報や支援が必要な人に届く仕組み

重点項目B-2で触れたとおり、地縁がない、また近所付き合いの少ない世帯には、いざという時に助けてくれる人や頼れる人がおらず、悩みを抱え込んでしまう場合もあります。また、地域には支援が必要な状態で、どこに相談をしたらいいかわからない、あるいは支援を受けたくない等の理由で、専門機関に相談につながらず

に、地域で生活している方がいます。

問題の深刻化を防ぐため、このような方を早期に支援につなげられるよう必要な情報を発信するなど、支援機関として制度の啓発を行うことは重要です。

その一方で、支援を必要とする方が“自ら”意思表示をして支援につながることができるよう支援することも大切です。自身の困りごとの解決に役立つ情報を身近で入手できることで、健やかな生活を送ることが可能となります。

支援機関としては、必要な情報が必要な人に届くよう支援制度の周知を行うことに加えて、区民が必要な情報を入手し支援機関とつながる機会を提供することが重要です。

▼ 困りごとの相談先について					
	1位	2位	3位	4位	5位
A 自分や家族の健康上の課題	かかりつけ医	家族・親戚	友人・知人	相談しない・自己完結	相談先がわからない
	26.3%	16.7%	6.7%	3.7%	3.1%
B 生活費のこと	家族・親戚	相談しない・自己完結	友人・知人	区役所	
	10.4%	9.0%	3.2%	1.6%	1.5%
C 求職活動のこと	相談しない・自己完結	家族・親戚	友人・知人	相談先がわからない	その他
	4.7%	3.1%	2.7%	2.6%	2.3%
F 自分や家族の介護のこと	家族・親戚	地域ケアプラザ	区役所	かかりつけ医	
	14.3%	7.4%	6.3%	5.3%	4.7%
I 老い支度・終活	家族・親戚	相談しない・自己完結	友人・知人	区役所	
	13.6%	9.1%	8.6%	6.1%	1.4%

資料：みどりのわ・ささえ愛プラン区民アンケート（令和元年）

第4期の取組

(1) 相談機関の周知

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

これまで活用してきた広報媒体とともに、講座や研修などの様々な機会を通じて、福祉保健に関する相談窓口について周知を進めます。また、企業等と連携し、区民が多く訪れる場での情報発信を進めます。

(2) すべての人の権利擁護を進めるための取組

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

子どもや高齢者、障害者などすべての人の権利が守られ、安心して自分らしく暮らせるよう、仕組みづくりや啓発活動を進めています。

具体的な取組

- ・エンディングノートを活用した成年後見制度の利用促進
- ・障害者後見的支援制度についての周知
- ・出前講座を活用した区あんしんセンターや**市民後見人**の取組周知
- ・関係機関と連携した、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待防止の取組など

(3) 社会的支援が必要な人への支援

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

困りごとを抱えている人の多様で複合的な課題に対して、必要な支援が届くよう、取組を進めています。

具体的な取組

- ・連絡会議や講座等を活用した、生活困窮者自立支援制度の周知
- ・寄り添い型学習支援・生活支援事業の実施
- ・関係機関と連携した、食を通じた生活支援の実施、フードドライブ（食品の寄付運動）の展開促進など

(4) 子どもから高齢者までのライフステージに合わせた健康づくり事業の推進拡充

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

子どもから高齢者までの健康づくり・介護予防を推進するため、健康チェックの実施や食育に関する取組による健康意識向上の機会づくりを進めます。また、地域活動への参加のきっかけづくりにつなげます。併せて、認知症予防に関する講演会等の開催など、ライフステージに合わせた健康づくり・介護予防の大切さを啓発する取組を進めています。

(5) 育児不安の軽減

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

「子ども家庭・支援相談」やその他の事業を通じて育児に関する様々な相談に対応するとともに、乳幼児・子どもの事故予防の啓発を行うなど育児不安を軽減する取組を進めます。

参考指標

成年後見制度に係る相談支援件数		
定量指標	現状値(令和2年度)	今後の方向性
	80 件(※)	↗
定性指標	生活困窮者自立支援に係る相談しやすい体制や風土づくりの取組	

※令和2年10月～令和3年3月までの数値です。



権利擁護

子どもから高齢者や障害者などすべての人の権利が守られ、安心して自分らしく暮らせるよう、様々な支援の制度・取組がありますが、その一部を紹介します。

成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害、発達障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、ご本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。

ご本人の判断能力が不十分になる前に、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度のことを「任意後見制度」と言います。

それに対して、ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度のことを「法定後見制度」と言います。ご本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの類型が用意されています。

なお、区社協ではあんしんセンター（日常生活自立支援事業）を設置しており、自分で金銭や大切な書類を管理することに不安がある高齢者や障害者の財産及び権利を守り、安心して地域生活が送れるよう支援しています。

後見的支援制度について

民法上の成年後見制度以外に、権利擁護の観点に立ち、障害のある方が将来にわたり地域で安心して暮らすために見守り支援を行う制度として、横浜市障害者後見的支援制度があります。

本制度では後見的支援室の職員が、制度に登録した人を定期的に訪問、あるいは面談を通して日常生活を見守りつつ、登録者や家族の将来的な希望や漠然とした不安などの相談をお受けします。また必要に応じて適切な支援機関につなぎます。地域の方に生活の中で見守りをお願いすることもこの制度の特徴です。

**本制度についての相談は、
緑区障がい者後見的支援室
みどりのこかけまで（87、90ページ参照）**



寄り添い型学習支援事業・ 生活支援事業



▲ 学習の様子

寄り添い型学習支援事業（ミドリンべんきょう会）について

中・高生を対象とした「ミドリンべんきょう会」を実施しています。

中学生は、宿題のサポート、授業の復習、学び直し、受験のための学習など、一人ひとりに合わせた学習支援を行っています。高校生は、将来の進路選択の幅を広げることを目標に、進学や就職に関する講座を実施しています。現在、区内3か所で実施しています。

**利用相談、申し込み、問い合わせは
区生活支援課まで（89ページ参照）**



地域包括ケアシステム

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるために、住まいを中心に、介護、医療、生活支援、介護予防が一体的に提供される日常生活圏域（概ね中学校区）ごとの包括的な支援・サービスの提供体制のことです。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目指して全国各地で構築が進められています。

また、緑区の特色、現状、課題に対応した地域包括ケアシステムを構築していくために、目指すべき方向性を関係機関で共有することを目的として「横浜市緑区地域包括ケアシステムの構築に向けた緑区行動指針」を策定しています。

※「区行動指針」は、令和3年度から「区アクションプラン」に名称が変更となります。（令和3年度中に改定）また、地域包括ケアシステム構築のため、特に住民主体で行う高齢者を対象とした「介護予防」や「生活支援」の分野の取組は、地域福祉保健計画に位置付けられた様々な取組と連動させながら、中長期的な視点で進めています。



横浜市緑区 地域包括ケアに向けた取組 検索



地域ケアプラザ (地域包括支援センター)

行政
市・区役所

連携
市・区社会福祉協議会





生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、平成27年4月から施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活の困りごとや不安を抱えている方々を対象に、自立に向けた包括的な支援を実施する制度です。

この制度では、専門の支援員が相談者に寄り添いながら一人ひとりの状況に応じた支援計画を作り、抱えている課題解決に取り組みます。具体的な支援内容としては、就労支援や家計相談、住居確保給付金などがあります。(下図参照)



生活困窮者自立支援法について

平成20年のリーマンショック後、生活困窮者が増大したことや生活保護受給者の中に若い世代が増えたことなどを踏まえ、生活困窮者に対する支援と生活保護制度の見直しを一体的に検討する必要が出てきました。平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」は、①自立と尊厳、②つながりの再構築、③子ども・若者の未来、④信頼による支え合いの4つの基本視点を踏まえて制定されました。平成30年には、生活困窮者を経済的困窮だけでなく、病気や地域社会からの孤立の視点を含めた幅広い方々と定義し、本制度の支援対象としています。

制度が目指す目標

本制度が目指す目標と目標に向けた取組は次の2点です。

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

生活困窮者の多くは、自己肯定感や自尊感情を失っていることに留意し、本人の自己選択や自己決定に基づき、経済的自立のみならず、日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援することが求められます。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者は、多様で複合的な課題を抱えていることも多く、本人の状況に応じた支援を行うためにも、様々な支援機関や関係者が、分野を越えて連携・協力して「包括的に」「かつ」「早期に」支援を行うことが必要です。また、「支える」「支えられる」といった一方の関係ではなく、「相互に支え合う」地域づくりを進めることが大切です。このため、緑区でも身近な地域でお互いに支え合える地域づくりを進めるための様々な取組を進めています。

【緑区におけるネットワークづくりの例】

- 緑区社会福祉協議会と協力し、制度周知のため啓発物品作成、配布
- 地域ケアプラザでの家計講座開催など



「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を通した顔の見えるつながりづくり

統計から見える子育て家庭の状況

平成27年国勢調査では、横浜市において6歳未満の親族がいる世帯のうち核家族が95.1%でした。令和元年市民意識調査の隣近所との付き合い方では「顔もよく知らない」と回答した人が14.0%と年々増えており、また、平成30年度横浜市子ども・子育て支援事業計画策定の調査では、「初めての子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をした経験がない人」は74.4%でした。このことから、地域とのつながりが薄く支援者がいない中、慣れない子育てをスタートする親が多いことがうかがえます。

産後の母の変化

産後はホルモンバランスが変化し、心と体のバランスが崩れやすい時期です。赤ちゃんが生まれて嬉しい反面、生活リズムが大きく変わり、寝不足や育児疲れの影響で精神的に不安定になることも少なくありません。ひとりで子育てに追われて孤立し、育児不安になることがないよう、家族も含め周囲の人が子育てを温かく見守る風土が大切です。

こんにちは赤ちゃん訪問事業について

緑区は年間1,326人の赤ちゃんが誕生しています。(令和2年)児童福祉法に定められた「乳児家庭全戸訪問事業」である「こんにちは赤ちゃん訪問事業」では、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を対象に訪問しています。訪問員は、地域にお住まいの民生委員・児童委員・主任児童委員等の

子育て支援に携わる45人の方に委任しています。訪問した際には「赤ちゃんお誕生おめでとうございます」とお祝いの言葉とともに地域の子育て情報等をお届けしています。赤ちゃんの成長や子育ての話を聴きながら、地域で子育てを応援していることをお伝えし、心配なことや困りごとなどがあれば適宜区役所こども家庭支援課につなぎます。

子育てしやすい地域づくりを目指して

訪問を受けた方から「誕生を祝ってもらえて嬉しい」「今まで地域のことをよく知らなかつたので近くに見守ってくれる人がいて心強い」「色々な子育て情報を教えてもらえて助かる」という声が聞かれます。

また、訪問員からも、赤ちゃんに会える楽しさやその後、声をかけてもらったり、子どもの成長が見られることの喜びの声があります。

こんにちは赤ちゃん訪問事業を通して、顔見知りになり、あいさつや地域の活動に参加するきっかけになるなど地域の交流を促していくことで誰もが子育てしやすい地域づくりを目指します。



▲訪問の様子

B-5 多様な主体と連携・協働した施策展開



目指す姿

企業・大学等と連携し、区域の課題・ニーズに対してそれぞれの強みを生かした取組が進められています。

現状・背景

多様な主体との連携

企業や大学等と連携することで、区・区社協・地域ケアプラザの事業や、既存のサービスでは手が届かなかった課題へのアプローチが可能となります。

また、平成28年の社会福祉法の改正により、社会福祉法第24条第2項に基づく社会福祉法人の地域貢献活動が注目されています。（68ページのコラム参照）

第4期の取組

（1）企業や大学等と連携した事業の展開

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

企業や大学等の様々な資源や人材などの専門性を活用し、区域の課題解決のための事業展開を連携して進めます。

（2）企業等と連携した地域情報の発信

実施主体／区、区社協、地域ケアプラザ

各実施主体が発信する地域情報について、企業（病院、薬局、銀行、商店街）等と連携し、区民が多く訪れる場で発信していきます。また、企業等が持つ様々な広報媒体を活用した情報発信が進むよう仕組みづくりを行います。

（3）社会福祉法人所管施設と連携した福祉避難所の運営のための取組

実施主体／区

社会福祉法人の所管する区内の福祉施設等と協定を締結して、災害時の要援護者の避難場所である「福祉避難所」を確保するとともに、定期的に施設との福祉避難所連絡会を開催します。

参考指標

定性指標	事業展開事例
------	--------

みんなの力で、「共に支えあうつながりのあるまち」を～多様な主体との連携によるまちづくり～



地域における課題は、ますます多様化しています。これらに対応するためには、様々な主体が連携・協働して、取組を進めることが大切です。近年、社会福祉法人等との連携・協働（68ページのコラム参照）に加えて、①大学等、②企業との連携・協働も大切な視点として挙げられます。

①大学等との連携・協働

大学は、研究などで得られる知的資源や教員、学生などの人的資源（人材）を持っており、それが強みです。その強みを生かすことが、地域とともに課題解決への取組を進めるだけでなく、地域の魅力づくりにつながる可能性を秘めています。

緑区内には、4つの大学校舎があり、特に、東洋英和女学院大学と横浜創英大学については、緑区と包括連携協定を締結し、「活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に関すること」などについて連携・協力しています。

②企業との連携・協働

緑区では、イベント・事業（MiniMiniミドリ、

緑区民まつり等）を進める上で、企業の皆様から多大なる協力・協賛等をいただいています。また、緑区社会福祉協議会では、善意に基づく金銭や物品をお預かりし、必要とされている方々や団体に配分する『善意銀行』という取組を行っていますが、本取組において多くの企業の皆様から寄付をいただいています。

一方、横浜市では、「市民を積極的に雇用している」、「市内企業との取引を重視している」など地域を意識した経営を行うとともに、環境保全活動や地域ボランティア活動などの社会的事業に取り組んでいる企業等を“横浜型地域貢献企業”として認定し、その成長や発展を支援しています。緑区内では、15の企業が認定を受けています。



災害時における社会福祉施設との連携 ～福祉避難所～



横浜市では、市内震度5強以上を観測する震災等の大規模災害により自宅で避難生活を送ることができない方の避難所として、「地域防災拠点」を開設します。一方、避難生活が長期化するなどして、地域防災拠点での避難生活を継続することが困難な方（高齢者や障害者等の特別な配慮が必要と区が判断した方）の避難所として「福祉避難所」を確保することも必要です。

この福祉避難所の開設・運営にあたっては、社会福祉施設を運営する社会福祉法人等と協定を締結して、ご協力いただいています。

緑区内では27の施設（高齢施設、障害者施設、地域ケアプラザ等）と協定を締結しており、施設がバリアフリー化されているなど生活しやすい環境で、施設の状況に応じた可能な範囲での支援を受けることができます。

*本コラムは令和3年9月時点の制度を踏まえたものです。